

再エネライフ100約款

(エネトピアグループ電気サービス特約料金 I)

2021年 7月9日実施

enetopia 

目 次

1. 適用	1
2. 約款等の変更	1
3. 契約の成立	1
4. 環境価値の提供	1
5. 料金適用開始の日	2
6. 料 金	2
7. 特約料金の消滅	2
8. そ の 他	3
付 則	
1. 実施期日	4

1. 適用

- (1) この約款は、再生可能エネルギー由来の電源を用いて二酸化炭素排出量を実質ゼロとした特約料金を規定したものとなります。この特約料金を「再エネライフ100」と呼びます。
- (2) この特約料金は、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社（以下「両社」といいます。）が指定する契約種別（以下「主契約」といいます。）とあわせて選択されるお客さまに適用いたします。

2. 約款等の変更

両社は、適用期間中であっても、この約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

3. 契約の成立

この特約料金は、お客さまの申込みを両社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合両社は、契約内容について書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

4. 環境価値の提供

環境価値とは、お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする価値をいいます。お客さまが使用される電気に環境価値を付加するために、再生可能エネルギー由来の非化石証書を使用いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

5. 料金適用開始の日

この特約料金を主契約と同時に申込みされる場合は、需給開始日からの適用となります。主契約の適用中にこの特約料金を申込みされた場合は、お客さまの申込みを両社が承諾した日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日を適用開始の日といたします。

6. 料 金

各月の料金は、主契約の料金として算定された金額に、(1)によって算定された金額（以下「環境価値料金」といいます。）を加えたものといたします。

(1) 環境価値料金

環境価値料金は、次のとおり算定いたします。

$$\text{環境価値料金} = (2) \text{の環境価値電力量} \times (3) \text{の環境価値単価}$$

(2) 環境価値電力量

環境価値電力量は、当該月の主契約の使用電力量といたします。

(3) 環境価値単価

環境価値単価は、次のとおりといたします。

環境価値電力量 1 キロワット時につき	2円20銭 (税込)
----------------------------	-------------------

7. 特約料金の消滅

- (1) お客さまがこの約款による特約料金の解約を希望される場合は、あらかじめ両社に通知していただきます。この場合、原則として、お客さまが両社に通知された日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日の前日に消滅するものといたします。

- (2) お客様が主契約を解約した場合は、主契約の消滅日にこの特約料金は消滅するものといたします。

8. その他

この約款に定めのない事項については、電気サービス約款および主契約の電気料金プラン約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1. 実施の期日

この約款は、2021年7月9日から実施いたします。